

2. 被採用者が自己都合により入社後 6 か月未満に甲を退職した場合、乙は退社時期に応じて、受領したコンサルティング料を、下記の表に従い甲に返還するものとする。←

退社時期←	返還するコンサルティング料←	←
入社から 1 ヶ月未満←	8 0 %←	←
入社から 3 ヶ月未満←	5 0 %←	←
入社から 6 ヶ月未満←	1 0 %←	←